

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 指定管理者の指定 (観光課) 二
- 林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課) 二
- 保安林の指定の解除の予定 (同) 二
- 保安林の指定の解除 (同) 二
- 道路の区域変更 (二件) (道路課) 二
- 道路の供用開始 (二件) (同) 三
- 自動車専用道路の指定 (同) 三
- 道路占用料規程の一部を改正する告示 (同) 三
- 昭和三十三年宮城県告示第百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部改正 (河川課) 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 四
- 平成三年宮城県告示第九百八十七号(県立都市公園の設置)の一部改正 (同) 四
- 建築士免許の取消し (建築宅地課) 四
- 登録建築物エネルギー消費性能判定機関への委任 (同) 六
- 手数料条例第二条第一項の表二百九十九の項1イの知事が指定する者について (同) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二

ページ

件)

選挙管理委員会

(警察本部会計課)

- 政治団体の届出 七
- 政治団体の届出事項の異動届 七
- 政治団体の解散届 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十五年分) 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十六年分) 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十七年分) 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十八年分) 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十九年分) 九
- 資金管理団体の届出事項の異動 一一
- 資金管理団体の指定取消し等の届出 一一
- 公安委員会 一一
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 一二
- 少年指導委員の委嘱 一二
- 宮城県公報第二八四〇号(平成二十九年三月十日付け)中 一二
- 宮城県公報第二八四一号(平成二十九年三月十四日付け)中 一三

告 示

○宮城県告示第二百七十二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二七〇〇六一九	ハートフル富谷 富谷市ひより台二丁目四十三番十一号	就労継続支援B型	株式会社T M サポート	平成二十九年 三月三十一日

○宮城県告示第二百七十三号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県御崎野営場

二 指定した団体の名称及び所在地

唐桑町観光協会

気仙沼市唐桑町崎浜四番地三

三 指定期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百七十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	種 穂	生産事業の内容	事業所の名称及び 所在地	登録年月日
宮城第二 百九十一 号	猪股榮喜 加美郡加美町宮崎字 置三番二十三番地	種穂の採 取及び精 選	幼苗の育 成 幼苗以外 の苗木の 育成	万里聖山苗木 加美郡加美町宮崎字 物置三番二十三番地	平成二十九年 三月十六日

○宮城県告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市小積浜字小積山八の二、字大小竹山一の四

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城郡松島町手樽字餅田四の七から四の九まで、一〇の一二から一〇の一六まで

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 一一五号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	
伊具郡丸森町筆甫字下南山二〇番一地先から	同郡同町筆甫字下南山二六番一地先まで	前 敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	一三・八 一一・三	二、二一五・〇
一三・八 一一五・四	二、二二六・〇		

○宮城県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
本吉郡南三陸町志津川字深田二六二番五地 先から 同郡同町志津川字深田二四七番二地先まで		一三・〇	一一・〇	八六・五	五五・〇	六一五・〇	五八五・〇

○宮城県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般国道	一一五号	伊具郡丸森町筆甫字下南山二〇番一地从先から 同郡同町筆甫字下南山二六番一地先まで	平成二十九年 三月二十六日 午後三時三十分

○宮城県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字深田二三五番地先から 同郡同町志津川字深田一五七番二地先まで	平成二十九年 三月二十四日

○宮城県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路として次のように指定する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類及び路線名 一般国道一一五号
- 二 指定する道路の部分

伊具郡丸森町筆甫字下南山二〇番一地从先から伊具郡丸森町筆甫字下南山二六番一地先まで

- 三 指定年月日 平成二十九年三月二十六日

○宮城県告示第二百八十二号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第二十号中「バス待合所並びにこれに」を「バス停留所に」に、「及び上屋」を「、上屋及びバス待合所」に改める。

第三条第一項第十七号中「第十九条各号に掲げるもの、」を「第五条各号に掲げるもの、」に改める。
第四条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百八十三号

昭和三十三年宮城県告示第百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、平成

二十九年六月一日から施行する。
平成二十九年三月二十四日

表渋井川の項の次に次のように加える。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

吉田川	左岸	南川合流点から大臣管理区間境まで
	右岸	

表二迫川の項の次に次のように加える。

田尻川	左岸	大崎市国道四号橋から江合川合流点まで
	右岸	
芋塚川	左岸	栗原市忠兵衛浦橋から二迫川合流点まで
	右岸	

表に次のように加える。

鹿折川	左岸	気仙沼市大船渡線から海まで
	右岸	

○宮城県告示第百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
利府町野中南土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三
- 三 設立認可の年月日
平成十五年十二月二十四日
- 四 変更認可の年月日
平成二十九年三月十五日

○宮城県告示第百八十五号

平成三年宮城県告示第九百八十七号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月二十五日から施行する。
平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三号中「岩沼市下野郷字浜」の下に「四六一三四三、四六一三四四、四六一四四七、四六一四四八、四六一四四九、四六一四五〇、四六一四五八、四六一四六〇、四六一四六五、四六一四六六、」を、「二三三一一三」の下に「二三三一一四」を加え、「二四三一一、二四三一一四、二四三一一五」、「二四三一一四」及び「二四三一一七」を削る。

○宮城県告示第百八十六号

建築士法（昭和二十五年法律第百二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年三月十日	松山 勇治	二級建築士	第二百六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	千葉 弥助	二級建築士	第五百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	芳賀 熊一	二級建築士	第五百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	山内 幸治	二級建築士	第五百三十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	米倉 直四	二級建築士	第五百三十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	川村 一	二級建築士	第六百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	飯田 栄エ	二級建築士	第九百九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	岩木 彗利	二級建築士	第一千四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	國分 邦初	二級建築士	第一千七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	今村 千助	二級建築士	第一千六百九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年三月十日	日下 實	二級建築士	第四千六百六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	菅原 良孝	二級建築士	第四千六百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	蛸崎 豊雄	二級建築士	第三千八百五十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	菅原 忠夫	二級建築士	第三千五百九十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	佐藤 哲郎	二級建築士	第三千五百九十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	及川 喜男	二級建築士	第三千四百八十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	寺田 信行	二級建築士	第三千四百七十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	桜井 光一	二級建築士	第三千三百三十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	孝 小野寺 正	二級建築士	第三千三百三十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	熊谷 和夫	二級建築士	第三千二百二十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	小松 忠雄	二級建築士	第二千九百九十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	遊佐 重四郎	二級建築士	第二千七百四十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	條川 章	二級建築士	第二千五百五十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	櫻井 甲治	二級建築士	第二千二百三十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	志田 養四郎	二級建築士	第二千三百三十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	安達 久五郎	二級建築士	第二千二百二十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	及川 元藏	二級建築士	第二千百号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	佐藤 己吉	二級建築士	第二千九十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	柴田 廣喜	二級建築士	第二千三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	庄子 博	二級建築士	第九百四十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

平成二十九年三月十日	及川 正	二級建築士	第四千百十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	延澤 昭一	二級建築士	第四千五百十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	熊谷 敬男	二級建築士	第四千六百一十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	飯淵 康裕	二級建築士	第四千二百五十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	米沢 豊郎	二級建築士	第四千三百二十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	浅野 英夫	二級建築士	第四千五百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	那須野 弥司男	二級建築士	第四千七百六十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	阿部 長市	二級建築士	第四千八百九十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	小野寺 敬	二級建築士	第五千十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	小野寺 進	二級建築士	第五千二十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	佐藤 仁	二級建築士	第五千二百五十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	阿部 良悦	二級建築士	第五千二百八十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	高橋 將泰	二級建築士	第五千六百五十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	高橋 敏夫	二級建築士	第六千二百二十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	槻田 芳夫	二級建築士	第六千四百六十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	堀籠 稲夫	二級建築士	第六千七百四十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	畑中 善一	二級建築士	第六千八百九十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	細田 孝夫	二級建築士	第六千八百四十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	伊東 啓	二級建築士	第六千八百五十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	引地 信行	二級建築士	第六千九百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

平成二十九年三月十五日	小野寺 良	二級建築士	第七千四百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十五日	赤間 信一	二級建築士	第七千六百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十五日	熊谷 昭一	二級建築士	第八千六百九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十五日	菊池 英一	二級建築士	第八千六百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十五日	庄司 清伍	二級建築士	第八千六百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十五日	高野 貞夫	二級建築士	第九千八百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第二百八十七号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の規定により、同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第八条の規定により、告示する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日

平成二十九年四月一日

○宮城県告示第二百八十八号

平成二十八年宮城県告示第二百九十一号（手数料条例第二条第一項の表二百九十九の項1イの知事が指定する者について）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「二百九十九の項1イ」を「三百四の項1イ」に改め、第一号中「及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関（業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代行し、若しくは媒介し、又は新築の建

設工事を請け負う者に支配されていない者に限る。以下「登録建築物調査機関」という。）を削り、第二号中「及び登録建築物調査機関」を削る。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 宮城郡利府町利府字新神明前十番一、十一番一、十二番一、十四番、十五番、十六番、十八番、十九番一、二十番一、三十五番一、三十六番一、三十七番、三十八番、四十番、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、同字神明前二番二、八番二、同字大町八十二番四、八十二番五、八十四番二、八十六番三、八十八番一
- 登米市迫町佐沼字中江一丁目七番地の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

株式会社ウジエスパー

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 黒川郡大衡村大衡字塩浪二十五番十四
- 黒川郡大和町吉岡字古館百十三一 一 さくら三十九

千葉 和宏

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年三月十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社東北支店 仙台市青葉区二丁目二番十五号
- 五 落札金額 五千八百八十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年二月三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十九年三月二十四日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 共通管理システム等運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年二月二十八日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気(株)東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 四千六百四十四万四千八百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第二号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十二号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木まりえ後援会	青木満里恵	福島和州太郎	石巻市泉町二一〇一	平成二十九年二月二十日
伊藤栄後援会	鎌田 博	伊藤 利子	登米市登米町小島東針田一三	平成二十九年一月三十日
及川圭助後援会	及川 圭助	及川 圭助	登米市南方町狼掛一五一	平成二十九年二月七日
佐藤のりひろ後援会	雫石 巖	佐藤 寛敏	東松島市大曲字小脇浦七四一五	平成二十九年二月二十三日
高橋正俊後援会	佐藤 友理	高橋 英子	富谷市成田五一	平成二十九年二月二日

○宮選管告示第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党塩釜市支部	佐藤 光樹	主たる事務所の所在地	塩釜市海岸通一〇一三	塩釜市松陽台三一四一六	平成二十八年五月十五日
自由民主党利府町支部	櫻井 正人	会計責任者の氏名	西村 勝男	引地 利男	平成二十八年十二月二十三日
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
相澤栄後援会	相澤 栄	主たる事務所の所在地	富谷市今泉上中田一一二	黒川郡富谷町今泉字上中田一一	平成二十八年十月十日
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
宮城郡利府町花園三一九一	宮城郡利府町花園三一九一	乙字大沢西九〇一			平成二十九年二月十七日

青山久栄後援会	武山 吉夫	主たる事務所の所在地	石巻市あけぼの三浜字大指四八	平成二十九年二月二十六日
秋本よしのり後援会	秋本 好則	政治団体の名称	秋本よしのり後援会	平成二十九年二月六日
未来の町を創る会	柳井 祐介	代表者の氏名	柳井 祐介	平成二十九年二月十五日
一清会	山城 靖夫	会計責任者の氏名	丸山 博之	平成二十八年十月十日
伊藤吉浩後援会	星 紘毅	主たる事務所の所在地	登米市南方町後高石一六五〇	平成二十九年二月十九日
うみかわ正則後援会	菅野 健蔵	会計責任者の氏名	菅原 伝久	平成二十九年一月一日
小川まさよしを励ます会	佐藤 弘喜	主たる事務所の所在地	富谷市東向陽台一七七一五	平成二十八年十月十日
小野かずお後援会	小野 栄	主たる事務所の所在地	巨理郡巨理町字江下六一三二	平成二十七年十一月一日
門脇政喜後援会	門脇 政喜	代表者の氏名	小野 栄	平成二十九年二月一日
これからの石巻を考える会	門脇 政喜	会計責任者の氏名	門脇やすよ	平成二十九年二月一日
佐藤さとる後援会	白鳥 信夫	代表者の氏名	白鳥 信夫	平成二十九年二月一日
佐藤庄喜後援会	佐藤 熊夫	代表者の氏名	佐藤 熊夫	平成二十九年二月二十日
白石から政治と平和を考える会	佐々木辰哉	会計責任者の氏名	大石 保男	平成二十九年二月二十日
税理士による桜井充を支援する会	上杉 廣美	国会議員関係の政治団体	国会議員関係の政治団体以外に係る国会議員関係	平成二十八年十二月三十一日

高橋正俊後援会(設立届出年月日平成二十三年二月二十五日)	佐藤 友理	主たる事務所の所在地	富谷市成田五一	平成二十八年十月十日
田口政信後援会	藤浦 静夫	代表者の氏名	藤浦 静夫	平成二十九年二月一日
ちばまさよし後援会	今野 清喜	代表者の氏名	今野 清喜	平成二十九年二月十八日
長谷川るみ後援会	長谷川る美	主たる事務所の所在地	富谷市富ヶ丘二一三一〇	平成二十八年十月十日
本田敏昭後援会	本田 敏昭	主たる事務所の所在地	角田市角田字泉町九八	平成二十九年二月一日
三浦すすむ後援会	三浦 進	主たる事務所の所在地	加美郡加美町字大門一九五〇	平成二十九年二月二十四日
宮城県商工政治連盟村田支部	増田 敏昭	代表者の氏名	増田 敏昭	平成二十八年五月二十五日
山田裕一後援会	一條 一平	代表者の氏名	一條 一平	平成二十九年二月十五日
若生ひでとし後援会	若生 英俊	会計責任者の氏名	若生 英俊	平成二十九年二月十三日

○宮選管告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

伊藤栄後援会(設立届出年月日平成二十年十二月十七日)	鎌田 博	代表者の氏名	鎌田 博	平成二十八年十二月三十一日
うえの良を育てる会	上野 良	代表者の氏名	上野 良	平成二十九年一月三十一日
大浪俊憲後援会	渡辺 一	代表者の氏名	渡辺 一	平成二十八年十二月十六日

菊地八朗後援会 渡辺 勲 平成二十八年十二月三十一日

西條榮福後援会 西條 禎悦 平成二十九年二月五日

さいとう一郎後援会 鈴木 新一 平成二十九年二月三日

さゆり会 清野 貞代 平成二十八年十二月三十一日

三陸復興まちづくり会議 山崎 哲 平成二十九年二月三日

高橋正俊後援会(設立届出年月日 平成二十三年二月二十五日) 佐藤 友理 平成二十九年二月一日

山崎哲後援会 山崎 哲 平成二十九年二月三日

○宮選管告示第二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体)

伊藤栄後援会

報告年月日 29. 1. 20 (28. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

伊藤栄後援会

報告年月日 29. 1. 20 (28. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

高橋正俊後援会

報告年月日 29. 2. 1 (29. 2. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体)

伊藤栄後援会

報告年月日 29. 1. 20 (28. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

菊地八朗後援会

報告年月日 29. 2. 27 (28. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

高橋正俊後援会

報告年月日 29. 2. 1 (29. 2. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次の

おり公表する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊東 則夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

うへの良を育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 上野 良

資金管理団体の届出に係る公職の種類 登米市議会議員

報告年月日 29. 2. 22 (29. 1. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

山崎哲後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 山崎 哲

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 29. 2. 3 (29. 2. 3解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

伊藤栄後援会

報告年月日 29. 1. 20 (28. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

大浪俊憲後援会

報告年月日 29. 2. 16 (28. 12. 16解散)

1 収入総額 103

前年繰越額 103

2 支出総額 103

3 支出の内訳 103

経常経費 103

備品・消耗品費 103

菊地八朗後援会

報告年月日 29. 2. 22 (28. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

西條榮福後援会

報告年月日 29. 2. 3 (29. 2. 5解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

さいとう一郎後援会

報告年月日 29. 2. 9 (29. 2. 3解散)

1 収入総額 5196

本年収入額 5196

2 支出総額 5196

3 本年収入の内訳 5196

寄附 5196

個人分 5196

4 支出の内訳 5196

政治活動費 5196

組織活動費 5196

5 寄附の内訳 5196

〔個人分〕 5196

年間五万円以下のもの 5196

さゆり会 5196

報告年月日 29. 2. 7 (28. 12. 31解散)

1 収入総額 466

前年繰越額 466

2 支出総額 466

3 支出の内訳 466

経常経費 466

備品・消耗品費 466

三陸復興まちづくり会議 466

報告年月日 29. 2. 3 (29. 2. 3解散)

1 収入総額 110,124

前年繰越額 110,124

2 支出総額 0

高橋正俊後援会

報告年月日 29. 2. 1 (29. 2. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

(資金管理団体)

うえの良を育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 上野 良

資金管理団体の届出に係る公職の種類 登米市議会議員

報告年月日 29. 2. 22 (29. 1. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

西條榮福後援会

報告年月日 29. 2. 3 (29. 2. 5解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

さいとう一郎後援会

報告年月日 29. 2. 9 (29. 2. 3解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

三陸復興まちづくり会議

報告年月日 29. 2. 3 (29. 2. 3解散)

1 収入総額 110,124

前年繰越額 110,124

2 支出総額 0

高橋正俊後援会

報告年月日 29. 2. 1 (29. 2. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

山崎哲後援会

報告年月日 29. 2. 3 (29. 2. 3解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
三浦 進	三浦すすむ後援会	主たる事務所の所在地	加美郡加美町字大門一九五―四	加美郡加美町大門二三四―三	平成二十九年二月二十四日

○宮城県告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体でなくなった旨届出があった。
平成二十九年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
山崎 哲	山崎哲後援会	平成二十九年二月三日
(二) 法第十九条第三項第二号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体のなつた年月日
上野 良	うえの良を育む会	平成二十九年一月三十一日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第37号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成29年 3月24日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成29年 5月10日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員とする者で平成28年、29年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者	平成29年 7月31日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこととなる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成29年 3月24日（金）から平成29年 4月14日（金）までの午前 8時30分から午後 5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成29年 3月24日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前 8時30分から午後 5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221、222）

○宮城県公安委員会告示第42号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項に規定する少年指導委員を平成29年 4月1日付けで、次のとおり委嘱する。

平成29年 3月24日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

活動区域	少年指導委員の氏名及び住所
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号）別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	佐野 覚 仙台市青葉区立町16番14号
条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	鈴木 尚美 宮城県塩釜市向ヶ丘9番4号

正 監

○宮城県公報第二八四〇号（平成二十九年三月十日付け）中

		<p>○宮城県公報第二八四一号 (平成二十九年三月十四日付け) 中</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1244 159 1420 436"> <p>ページ 七 下 段 行 後ろか ら一</p> </td> <td data-bbox="1244 436 1420 784"> <p>正 白石市(国有林。次の図に示す部 分に限る。)、白石市(次の図に示 す部分に限る。)</p> </td> <td data-bbox="1244 784 1420 1137"> <p>誤 白石市(次の図に示す部分に限 る。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 159 1244 436"> <p>ページ 三 下 段 行 前 から 二</p> </td> <td data-bbox="1037 436 1244 784"> <p>正 仙台市(国有林。次の図に示す部 分に限る。)、仙台市(次の図に示 す部分に限る。)</p> </td> <td data-bbox="1037 784 1244 1137"> <p>誤 仙台市(次の図に示す部分に限 る。)</p> </td> </tr> </table>	<p>ページ 七 下 段 行 後ろか ら一</p>	<p>正 白石市(国有林。次の図に示す部 分に限る。)、白石市(次の図に示 す部分に限る。)</p>	<p>誤 白石市(次の図に示す部分に限 る。)</p>	<p>ページ 三 下 段 行 前 から 二</p>	<p>正 仙台市(国有林。次の図に示す部 分に限る。)、仙台市(次の図に示 す部分に限る。)</p>	<p>誤 仙台市(次の図に示す部分に限 る。)</p>
<p>ページ 七 下 段 行 後ろか ら一</p>	<p>正 白石市(国有林。次の図に示す部 分に限る。)、白石市(次の図に示 す部分に限る。)</p>	<p>誤 白石市(次の図に示す部分に限 る。)</p>							
<p>ページ 三 下 段 行 前 から 二</p>	<p>正 仙台市(国有林。次の図に示す部 分に限る。)、仙台市(次の図に示 す部分に限る。)</p>	<p>誤 仙台市(次の図に示す部分に限 る。)</p>							